

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示（令和7年中部地方整備局告示第34号）があったので、同法第66条の規定により事業の施行について、次のとおり公告する。

令和7年4月4日

静岡県知事 鈴木康友

1 都市計画事業の種類及び名称

東駿河湾広域都市計画道路事業 3・4・11号 西間門新谷線

2 施行者の名称

静岡県

3 事務所の所在地

静岡市葵区追手町9番6号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

平成22年中部地方整備局告示第91号の事業地のうち柿田字柿添地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし